

# 令和8年度「宝くじ資金」貸付計画及び借入事務概要

(公財)鹿児島県市町村振興協会

## 1. 長期貸付の概要

### (1) 対象事業

別表に掲げる緊急に整備を要する施設等整備事業で、次のいずれかに該当するもの

- ① 令和7年度及び令和8年度の一般単独事業債としての同意等を受けているか、又は受けることが確実と見込まれる事業。
- ② 令和7年度及び令和8年度の一般単独事業債に係る事業で、地方債の発行に際し協議を要しない市町村が起債届出をしたか、又は届出をすることが確実と見込まれる事業。

### (2) 貸付予定枠

- ① 総額で8億円とする。

### (3) 貸付予定日

貸付予定日は、令和8年5月26日（火）及び令和9年3月25日（木）の2回に限るものとする。

### (4) 貸付条件

- ① 貸付利率は、財政融資資金の貸付金利を基準とし、財政融資資金の貸付金利以下の率で、理事長が定める利率とする。（毎月1日改定。償還期限により率の違いあり）
- ② 償還期限は、次のとおりとする。
  - ・ 5年（うち据置期間1年）【参考利率:R8.1.1適用年1.10%】
  - ・ 10年（うち据置期間2年）【参考利率:R8.1.1適用年1.50%】
  - ・ 12年（うち据置期間2年）【参考利率:R8.1.1適用年1.60%】
  - ・ 15年（うち据置期間3年）【参考利率:R8.1.1適用年1.90%】
  - ・ 20年（うち据置期間4年）【参考利率:R8.1.1適用年2.20%】
- ③ 償還方法は、半年賦元金均等償還の方法によるものとする。
- ④ 利息については、借入日の翌日から最終償還日までの利息を協会に払込むものとする。
- ⑤ 元金償還日は、毎年9月22日及び3月22日とする。ただし、当日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、それらの日後において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。
- ⑥ その他は、「宝くじ資金」貸付細則による。

### (5) 借入の申込み

- ① 借入を希望する市町村は、「宝くじ資金」借入希望調書（様式1）を当協会へ提出するものとする。

なお、事業名、借入希望額等に変更があった場合は、その都度、長期貸付金借入希望調書を当協会に提出するものとする。

- ③ 借入希望調書の提出期限は、5月借入の場合は令和8年4月30日(木)締切、3月借入の場合は令和9年2月25日(木)締切とする。
- ③ 借入申込書及び事業概要調書は、後日、当協会が通知する日までに提出するものとする。

(6) 貸付の決定

貸付を決定した市町村に対しては、協会から貸付条件を案内し、借用証書の提出を求めるものとする。

(7) 貸付の実行

借入を行う市町村は、借用証書に同意書写(原本証明)、届出書写(原本証明)、許可書写(原本証明)のいずれかを添えて協会に送付するものとし、協会は、これらと引換えに資金を送付するものとする。

## 2. 短期貸付の概要

(1) 対象事業

令和8年度に発生した別表に掲げる災害時における緊急融資事業並びに災害防止対策事業等

(2) 貸付予定枠

総額1億円

(3) 貸付条件

- ① 貸付利率は、財政融資資金の貸付金利を基準とし、財政融資資金の貸付金利以下の率で、理事長が定める利率とする。
- ④ 償還期限は、同一会計年度内(令和9年3月31日まで)とする。
- ③ 元金の償還方法は、一括弁済の方法によるものとする。
- ④ 利息については、借入日の翌日から最終償還日までの利息を協会に払込むものとする。
- ⑤ その他は、「宝くじ資金」貸付細則による。

(4) 借入の申込み

必要の都度、借入申込書及び事業概要調書を協会に提出するものとする。

(5) 貸付の決定

貸付を決定した市町村に対しては、協会から借用証書の提出を求めるものとする。

(6) 貸付の実行

借入を行う市町村は、借用証書に一時借入金現在額調を添えて協会に送付するものとし、協会は、これらと引換えに資金を送付するものとする。

## 3. 借入希望調書等の提出先

☎890-0064 鹿児島市鴨池新町7-4 自治会館  
公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会  
TEL 099-206-1001

(別表)

「宝くじ資金」貸付対象事業

長期貸付 対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 消防用自動車、救急用自動車、児童遊園、老人憩いの家等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業</li><li>(2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</li><li>(3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業</li><li>(4) ごみ運搬車、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業</li><li>(5) 歴史上又は学術上、価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</li><li>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</li><li>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業</li><li>(8) その他、協会が必要と認めた事業</li></ul>
短期貸付 対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他、異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</li><li>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</li></ul>

令和8年度「宝くじ資金」借入希望調書（当初・変更・最終）

団 体 名		担当者名：		
		☎		
借入希望金額		千 円		
償 還 期 限		年（うち据置期間 年）		
同意等・届出区分		年度 同意等 ・ 届出		
事 業 区 分		一般単独事業債（ ）		
事 業 名				
総 事 業 費		千円	事業の概要	
財 源 内 訳	地 方 債	協会資金		千円
		そ の 他		千円
	国庫補助金			千円
	県補助金			千円
	そ の 他			千円

上記のとおり、 年度において、貴協会から「宝くじ資金」の借入れを希望  
します。

年 月 日

公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会  
理事長 本坊輝雄 殿

団体長名

印

(注：この調書は、変更の都度、当協会へ提出してください。)

令和8年度「宝くじ資金」借入希望調書（当初・変更・最終）

団 体 名		担当者名：		
		☎		
借入希望金額	千 円			
償 還 期 限	年（うち据置期間 年）			
同意等・届出区分	年度 同意等 ・ 届出			
事 業 区 分	一般単独事業債（ ）			
事 業 名				
総 事 業 費	千円	事業の概要		
財 源 内 訳	地 方 債		協 会 資 金	千円
			そ の 他	千円
			国庫補助金	千円
			県補助金	千円
			そ の 他	千円

上記のとおり、 年度において、貴協会から「宝くじ資金」の借入れを希望します。

年 月 日

公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会  
理 事 長 本 坊 輝 雄 殿

団体長名



(注：この調書は、変更の都度、当協会へ提出してください。)